

堺市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の  
推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則  
(平成28年規則第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年条例第39号」を「令和8年条例第**13**号」に、「平成26年条  
例第31号」を「令和8年条例第**11**号」に改める。

様式第1号の第1面中

堺市幼保連携型認定 こども園以外の認定 こども園の認定の要 件を定める条例(以 下「条例」という。) 第3条各号に掲げる 認定こども園の類型	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1号に該当するもの <input type="checkbox"/> 条例第3条第2号アに該当するもの <input type="checkbox"/> 条例第3条第2号イに該当するもの	を
	<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(条例第3条第3号)		
	<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園(条例第3条第4号)		

就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第3条第2項及 び第4項の規定に基づき内閣 総理大臣及び文部科学大臣が 定める施設の設備及び運営に 関する基準(以下「基準告示」 という。)第一に掲げる認定こ ども園の類型	<input type="checkbox"/> 幼稚園型 認定こども園	<input type="checkbox"/> 基準告示第一 一 1に該当するもの <input type="checkbox"/> 基準告示第一 一 2イに該当するもの <input type="checkbox"/> 基準告示第一 一 2ロに該当するもの	に
	<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(基準告示第一 二)		
	<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園(基準告示第一 三)		

改める。

様式第14号を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（第1面）

堺市認定こども園報告書

年 月 日

堺市長殿

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

認定こども園の名称							
認定こども園の所在地							
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「基準告示」という。）第一に掲げる認定こども園の類型		<input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 認定こども園		<input type="checkbox"/> 基準告示第一 一 1 に該当するもの <input type="checkbox"/> 基準告示第一 一 2 イ に該当するもの <input type="checkbox"/> 基準告示第一 一 2 ロ に該当するもの			
		<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園（基準告示第一 二）					
		<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園（基準告示第一 三）					
認定年月日及び認定番号							
認定こども園を構成する施設	名称					種別	
	所在地					認可等年月日	
						認可等定員	
						園長名（就任年月日）	
定員区分	保育を必要とする子どもに係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上	
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上	
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児

## (第2面)

利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上				
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
認定こども園の長の氏名									
設置者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）									
開園日数、開園時間等	年間開園日数	日							
	開園時間等（平日）	開園時間： 教育時間： 保育時間：							
	開園時間等（土曜日）	開園時間： 教育時間： 保育時間：							
	教育週数	週							
	長期休業日	夏： 冬： 春：							
管理運営に関する事項	幼稚園型一時預かり事業の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
		(有の場合)	平日	時	分	～	時	分	(時間)
			土曜日	時	分	～	時	分	(時間)
			日曜日・祝日	時	分	～	時	分	(時間)
	長期休業日		時	分	～	時	分	(時間)	
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
(有の場合)	時 分～ 時 分 (時間)								
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
(有の場合)	時 分～ 時 分 (時間)								
子育て支援事業（該当するものに○をつけること。）			地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条第1号）						
			地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（省令第2条第2号）						

(第3面)

	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（省令第2条第3号）
	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（省令第2条第4号）
	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（省令第2条第5号）
職員配置及び職員資格	<input type="checkbox"/> 報告日時点で、月 日に提出した職員の配置状況に係る報告書の 月分と相違ない。 (相違する場合は、職員配置及び職員資格が分かる書類を添付してください。)
職員の資質向上	<input type="checkbox"/> 報告日時点で、認定申請時に提出した研修計画書の内容と相違ない。 (相違する場合は、職員の研修計画が分かる書類を添付してください。)

備考 該当する□にレを記入してください。